

プール学院大学学生会会計細則

(目的)

第1条 プール学院大学学生会会則第1章第4条及び第5条達成のために、学生会会計細則を設ける。

(財源)

第2条 プール学院大学学生会（以下「本会」という。）の財源は、学生会会費、寄付金、賛助金及びその他の収入を以て、これにあてる。

(会計年度)

第3条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(対象)

第4条 本会計細則の対象は、プール学院大学学生会公認団体の内、学生会役員会、大学祭実行委員会、クラブ)とする。

(予算)

第5条 本会各公認団体の活動予算は、以下の項目に基づいて学生会役員会の審議・制定を経て、学生委員会の承認後執行する。

第1項 収入総額の15%を次年度繰越金（収入前運転資金）とし、85%を各団体予算に援助金として割りあてる。

第2項 各団体予算の援助金は、以下の順序の下、条件に従い支給する。

- (1) 学生会の備品及び学生会役員会で必要と認められたもの。
- (2) 大学祭運営上の予算への援助費。（収入総額の30%を上限とし支給する。）
- (3) クラブ予算への援助費。（収入総額の50%を上限とし、第3項、第4項、第5項に基づき折衝の上決定する。なお、コーチ委嘱に必要な経費を含む。）

第3項 第2項(3)の折衝する項目は、次の通りとする。

- (1) 公式の各連盟及び協会に納める連盟費、分担金、登録費。
- (2) 公式の各連盟及び協会が主催する各試合、コンクール等の参加費。
- (3) その他、連盟及び協会が主催する活動、又はそれらと同等と認められる活動費用。
- (4) 各団体で活動目的にそった備品、消耗備品、消耗品、補修費。
- (5) 各団体で活動目的にそった合宿、連盟等主催の試合、宿泊を伴う発表会参加時の宿泊費。
- (6) その他、役員会で必要と認められたもの。

第4項 第3項の予算配分比率を以下のように定める。

- (1) 第3項の(1)・(2)・(3)の合計は、学連費と称し、収入総額の20%を上限とする。
- (2) 第3項の(4)は、消耗品費と称し、収入総額の20%を上限とする。
- (3) 第3項の(5)は、合宿費と称し、収入総額の10%を上限とする。

第5項 第4項(1)・(2)で定められた額の各団体への援助額増減要素として、次の項目を参考とする。

- (1) 試合戦績、コンクール成績等の実績及び活動状況。
- (2) 本会の各行事に対する協力。

第6項 各クラブへの援助予算の総額が第2項(3)の額を超えた場合、第2項(3)の額を上限とし、予算の援助を行う。

第7項 第3項(4)で購入可能な物は、クラブ員全員が使用でき、共有財産となるものを指す。したがって個人で使用する楽器、スパイク等を除く。但し、試合用ユニフォームに関しては連盟及び協会主催の公式試合に参加するクラブのみ購入可能とする。

2. 援助費で購入した物品（器具等）は、後輩へ引き継ぐかクラブに帰属するものとする。
3. 3万円以上の購入物品は、申請時に見積書を添付するものとする。なお、援助金支給後、未購入の場合、または予定より安価に購入した場合、返金しなければならない。
4. 飲食費及び交際費並びに活動に必要な交通費は、援助対象としない。但し、公式戦参加時の交通費は一部援助対象とする。
5. 年次報告書には、援助費で購入した物品のレシート又は明細の記載された領収書を、添付しなければならない。

第8項 合宿費は、一人一泊2,500円とし年間三泊までとする。

第9項 学生会役員会が特別に必要と認めた場合、第4項の上限を超えて予算の援助ができるとする。なおこの場合、同役員会において、出席役員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第10項 前年度の活動報告書未提出の団体に対しては、援助費を支給しない。また、不明朗な会計処理を行った団体は、当該年度の援助費を全額返還するものとする。

第11項 承認を得た各クラブの予算は、開示しなければならない。

(決算)

第6条 会計員は、本会の決算について毎年1回、学生会総会でこれを開示しなければならない。

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、学生会会則第4章第24条と同等とする。

附則

この細則は、1999（平成11）年4月1日から施行する。

この細則は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

この細則は、2004（平成16）年4月1日から施行する。

この細則は、2006（平成18）年4月1日から施行する。

この細則は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

この細則は、2009（平成21）年4月1日から施行する。